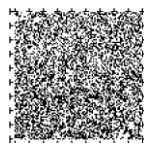
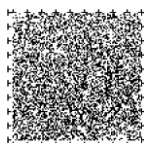


制 度 名	内 容		
地域生活支援事業			
	自動車改造助成	重度の身体障害を有する方が就労等のために改造する場合又は重度の身体障害を有する方を介助する者が、重度の身体障害を有する方の外出を容易にするために自動車を改造する場合、その経費の一部を助成します。 <助成額> 90,000円以内 ※一人につき自動車一台分を限度とする <対象者> ・ <u>障害者自らが運転する自動車を改造する場合</u> ①～③のすべてに該当する方 ①本市に居住し、住民票があり身体障害者手帳の障害区分が、上肢、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のある方 ②道路交通法第91条に規定する「免許の条件」を付された方 ③就労・通院・通学等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方又は座席の昇降、移乗、車椅子の固定に要する装置の改造が必要な方 ・ <u>障害者と同一世帯の介護者が運転する自動車を改造する場合</u> ①～②のすべてに該当する方 ①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害がある身体障害者で、その等級が1級又は2級のものであって、在宅で生活する同一世帯の介護者 ②前記の障害者又は同一世帯の介護者が所有し、介護者が運転する自動車で、当該障害者の移動のために座席の昇降、移乗、固定に要する装置の改造が必要な方 ※再度申請する場合は、前回の申請から5年を経過していることが要件となります。	<u>改造前又は購入前に助成の申請</u>が必要です。 ※必要書類 ・ 重度身体障害者用自動車改造費助成申請書 ・ 改造の箇所及び経費を明らかにする見積書（改造自動車を購入する場合にあっては、標準仕様の自動車車両価格との差額を明らかにする見積書） ・ 改造又は購入する自動車を所有する者の自動車運転免許証の写し（本人運転の場合は、運転免許の取得に際し付された条件が確認できるもの） ・ 所有者が分かるもの（自動車検査証の写し又は購入の場合は契約書等） ・ 身体障害者手帳 <u>改造完了後又は購入後に請求の手続き</u>が必要です。 ※必要書類 (1)重度身体障害者用自動車改造費助成請求書 (2)自動車検査証の写し（申請時に提出した自動車検査証に変更がない場合は不要） (3)改造代金の領収書 (4)改造前・後の写真（改造箇所のわかるもの） ※自動車を購入する場合にあっては、改造前の写真は不要 (5)対象者の預金通帳



制 度 名	内 容																																								
地域生活支援事業	事業	内容及び対象者	手続きに必要なもの																																						
	自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、第1種普通自動車免許の取得する際に要した経費の一部を助成します。 ＜助成額＞ 自動車教習所又は改造した普通自動車を備え身体障害者を対象として運転免許取得の指導を行う教習所において、技能を修得し、自動車運転免許取得のために要した経費。 1人1回に限り、90,000円以内 ＜対象者＞	自動車運転免許取得後に申請 ・障害者自動車運転免許取得費助成申請書 ・免許取得に要した費用の領収書 (1)入学金 (2)教習料金 (3)検定料 (4)卒業証明書交付手数料 (5)その他自動車運転免許取得のために要した費用のうち市長が認める費用 ・障害者自動車運転免許取得費助成請求書 ・運転免許証の写し ・対象者の預金通帳 ※自動車運転免許を取得した日から1年以内に申請が必要																																						
		<table><tr><td colspan="2">障害区分</td><td>等級等</td></tr><tr><td colspan="2">視覚障害</td><td>1～3級</td></tr><tr><td colspan="2">聴覚障害者</td><td>2～3級</td></tr><tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td>3級</td></tr><tr><td colspan="2">音声機能障害</td><td>3級(喉頭摘出者に限る)</td></tr><tr><td colspan="2">上肢機能障害</td><td>1～2級</td></tr><tr><td colspan="2">下肢機能障害</td><td>1～5級</td></tr><tr><td colspan="2">体幹機能障害</td><td>1～3級及び5級</td></tr><tr><td rowspan="2">運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>1～2級(1上肢のみの場合は除く)</td></tr><tr><td>移動機能</td><td>1～6級</td></tr><tr><td colspan="2">内部機能障害</td><td>1級～4級</td></tr><tr><td colspan="2">知的障害</td><td>療育手帳A～C判定</td></tr><tr><td colspan="2">精神障害</td><td>1級</td></tr></table>	障害区分		等級等	視覚障害		1～3級	聴覚障害者		2～3級	平衡機能障害		3級	音声機能障害		3級(喉頭摘出者に限る)	上肢機能障害		1～2級	下肢機能障害		1～5級	体幹機能障害		1～3級及び5級	運動機能障害	上肢機能	1～2級(1上肢のみの場合は除く)	移動機能	1～6級	内部機能障害		1級～4級	知的障害		療育手帳A～C判定	精神障害		1級	
		障害区分		等級等																																					
		視覚障害		1～3級																																					
		聴覚障害者		2～3級																																					
		平衡機能障害		3級																																					
		音声機能障害		3級(喉頭摘出者に限る)																																					
		上肢機能障害		1～2級																																					
		下肢機能障害		1～5級																																					
体幹機能障害		1～3級及び5級																																							
運動機能障害	上肢機能	1～2級(1上肢のみの場合は除く)																																							
	移動機能	1～6級																																							
内部機能障害		1級～4級																																							
知的障害		療育手帳A～C判定																																							
精神障害		1級																																							

